

指定管理業務に対する内部評価シート

基本事項	
評価対象業務	大船渡市立三陸公民館管理運営業務
指定管理者	株式会社 小川
指定管理期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
評価年度	令和 4 年度
所管課 評価者	大船渡市協働まちづくり部生涯学習課 課長 山岸健悦郎

業務達成度に対する評価	
管理運営業務	施設等の運営に関する業務のうち、利用受付、使用料徴収等については、管理運営仕様書、令和 4 年度大船渡市立三陸公民館事業計画書に沿って行われており、良好なサービスが提供されていると認められる。
総括	平成 27 年度から指定管理業務を実施しており、蓄積された経験と識見を活かし施設の適正な維持管理に努めていると評価できる。

利用者満足度に対する評価	
総括	利用者の満足度がおおむね高く、窓口対応をはじめとする業務全般が、良好に実施されていることを確認することができた。

収支状況に対する評価	
総括	<p>施設・設備の維持管理については、委託業務の見直しを図るなど支出額が減少し経費の削減が図られたと評価できる。</p> <p>一方、人件費が抑制されたことなどにより、987,592 円の執行残が生じ、黒字として会社の収益となっている。</p> <p>これは、新型コロナウイルス感染症の影響による会社全体の業績に付随しているものと推察され、やむを得ない事情と理解はできるが、当該施設の指定管理業務における企業努力と、会社全体の業績による収支を明確に整理・区分し、適切に処理されたい。</p>

指定管理業務に対する総合評価	評価区分
<p>市民に安全・安心な利用環境を安定的に提供できていることは、指定管理者による献身的な維持管理の成果である。市とのコミュニケーション及び連携も良好であり、施設運営が適正に実施されていると認められる。</p>	A

評価区分

- A：期待を上回る水準で業務が実施されており、良好なサービスが提供されている。
- B：一部で改善を要する事項等があるものの、概ね期待どおりの業務が実施されている。
- C：期待する水準以下の業務内容であり、サービスの改良が求められる。